

**「地方分権改革の推進と地方税財源の
充実強化」に向けた共同アピール**

平成 19 年 9 月 5 日

中四国サミット

「地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化」に向けた共同アピール

第二期地方分権改革の議論が本格化するなか、先般7月に行われた参議院議員通常選挙の結果は、三位一体改革における、自治体間の財政力格差の拡大や地方交付税の大幅な削減など、地方切り捨ての政府の姿勢に対する地方の強い反感や不信感が一因としてあったことは否めない。

今後の第二期地方分権改革の推進に当たっては、財政再建など国の都合を優先することなく、人件費の抑制や投資的経費の大幅な削減など国を上回る徹底した行財政改革を行ない、歳出削減も限界の状況にある地方の意見に真摯に耳を傾け、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営し個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現できるよう、真の地方分権型社会を目指すことが必要不可欠である。

ついては、地方分権改革の推進及び地方税財源の充実強化を図るため、次の事項の実現を強く要請する。

1 国と地方の役割分担の根本的な見直し

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、地方分権改革推進委員会の「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」に沿って、国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むとともに、国から地方への権限及び事務事業の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小及び国庫補助負担金の削減などを積極的に進め、併せて、関係する国の地方支分部局の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

2 地方税財源の充実強化と偏在是正

国と地方の適切な役割分担を踏まえて、地方が担う事務や責任に応じた税財源配分に向けて、国から地方へ税源を移譲し、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指すこと。その大前提として、地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない税体系とした上で、地方交付税の財政調整機能、財源保障機能を充実・強化するとともに、移譲財源を各自治体の共通財源として調整できる仕組みの構築について検討するなど、税源の乏しい団体についても地方税・地方交付税を合わせた一般財源総額が確保されるよう十分に配慮すること。

なお、地方税の地域間格差に関する問題提起や個人と社会との新たな関係を構築する観点から、納税者の意思によって、自らのふるさとや関わりのある地域への貢献や応援を可能とする税制上の仕組みについて早期の実現を図ること。

3 国と地方の協議機関の設置

真の地方分権改革の実現に資するよう、国と地方の代表者が協議を行い地方の意見を政府の政策立案・執行に反映するために、全国知事会でも提案している（仮称）「地方行財政会議」を法律により早期に設置すること。

なお、同会議が設置されるまでの間は、「国と地方の協議の場」を継続的に開催すること。

平成19年9月5日

中四国サミット

（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）